

改定前	改定後
<p>第 I 章 一般条項 第 1 条 (本人会員及び家族会員) (2) 家族会員とは、本人会員がその家族のうち 3 名 (20 歳以上の方) を限度として指定した方で、当社が「家族カード」を貸与した方をいいます。家族会員は、本人会員と同一の利用条件の家族カードを利用できません。</p>	<p>第 I 章 一般条項 第 1 条 (本人会員及び家族会員) (2) 家族会員とは、本人会員がその家族のうち 3 名 (20 歳以上の方) を限度として指定した方で、<u>かつ本規約を承認の上申込みをされ当社が入会を認めた方で</u>、当社が「家族カード」を貸与した方をいいます。家族会員は、本人会員と同一の利用条件の家族カードを利用できます。</p>
<p>第 4 条 (暗証番号) (2) 会員は、暗証番号を他人に知られないよう十分注意し管理します。暗証番号の管理について会員に故意又は重大な過失がないと当社が認めた場合を除き、暗証番号を他人に知られたことにより生じた損害については、本人会員がこれを負担します。</p>	<p>第 4 条 (暗証番号) (2) 会員は、暗証番号を他人に知られないよう十分注意し管理します。暗証番号の管理について会員に故意又は<u>過失</u>がないと当社が認めた場合を除き、暗証番号を他人に知られたことにより生じた損害については、本人会員がこれを負担します。</p>
<p>第 5 条 (年会費) 本人会員は、当社に対し、毎年当社所定の時期に、カードショッピング機能に付帯する当社所定の年会費 (315 円 (消費税込み)) を負担します。ただし、当社が認める場合は、免除されます。 なお、年会費は、理由のいかんを問わず、返還されません。また、年会費のみの請求の場合は、カードご利用代金明細書の発行を省略することがあります。</p>	<p>第 5 条 (年会費) 本人会員は、当社に対し、毎年当社所定の時期に、<u>当社が通知または公表する年会費</u>を負担します。ただし、当社が認める場合は、免除されます。 なお、年会費は、理由のいかんを問わず、返還されません。また、年会費のみの請求の場合は、カードご利用代金明細書の発行を省略することがあります。</p>
<p>第 11 条 (費用等の負担) (2) 本人会員は、カード利用に関し、次の費用を当社の請求により、支払います。 ① 支払遅滞時に当社が金融機関に再度口座振替を依頼した場合の再振替手数料 (1 回につき 210 円 (消費税込み)) ② 割賦販売法又は貸金業法に基づく法定書面の再発行手数料 ③ 契約書類等に貼付する印紙代その他公租公課の支払に充てられるべきもの ④ 強制執行の費用、競売の費用その他公の機関が行う手続に関してその機関に支払うべきもの (3) 本人会員は、カードキャッシングを除くカード利用による支払金等の支払遅滞等、本人会員の責めに帰すべき事由により、当社が振込用紙を送付した場合の振込用紙送付手数料 (1 回につき 210 円 (消費税込</p>	<p>第 11 条 (費用等の負担) (2) 本人会員は、カード利用に関し、次の費用を当社の請求により、支払います。 ① 支払遅滞時に当社が金融機関に再度口座振替を依頼した場合の<u>当社所定の再振替手数料</u> ② 割賦販売法又は貸金業法に基づく法定書面の再発行手数料 ③ 契約書類等に貼付する印紙代その他公租公課の支払に充てられるべきもの ④ 強制執行の費用、競売の費用その他公の機関が行う手続に関してその機関に支払うべきもの (3) 本人会員は、カードキャッシングを除くカード利用による支払金等の支払遅滞等、本人会員の責めに帰すべき事由により、当社が振込用紙を送付した場合の<u>振込用紙送付手数料 (1 回につき 200 円及び消費税相当額)</u>、当社が訪問集金した場合の<u>訪問集金費</u></p>

<p>み))、当社が訪問集金した場合の訪問集金費用(1回につき1,050円(消費税込み))を、当社の請求により、支払います。</p> <p>(5) 本人会員は、平成22年6月18日以降、会員が当社の提携する金融機関等のATMでキャッシングサービスを利用した場合におけるその金融機関等に対するATM利用料(利用金額10,000円以下は105円(消費税込み)。利用金額10,000円超は210円(消費税込み))を当社の請求により、支払います。</p>	<p><u>用(1回につき1,000円及び消費税相当額)</u>を、当社の請求により、支払います。</p> <p>(5) 本人会員は、<u>会員が当社の提携する金融機関等のATMでキャッシングサービスを利用した場合に、貸金業法施行令等の法令で利息とみなされない利用料の範囲内で当社の定める額のATM利用料</u>を当社の請求により、支払います。</p> <p>(7) <u>本人会員は、当社から割賦販売法又は貸金業法に基づく法定書面以外の各種証明書の交付を受けるときは、当社所定の手数料を支払います。</u></p>
<p>第14条 (脱会並びにカードの利用停止と返却)</p> <p>(2) 会員が次のいずれかに該当した場合、当社は、会員に通知することなく、カードの利用を停止し、又は会員の資格を取り消すことができます。また、これらの措置とともに加盟店にそのカードの無効を通知することがあります。</p> <p>① 入会時に住所、氏名、生年月日、勤務先若しくは年収等の入会申込書記入事項又は提出若しくは申告事項について、虚偽の申告をしたとき。</p> <p>② 本規約のいずれかに違反したとき。</p> <p>③ カード利用による支払金等当社に対する債務の履行を怠ったとき。</p> <p>④ 信用情報機関の情報等により、会員の信用状態が著しく悪化し、又は悪化の恐れがあると当社が判断したとき。</p> <p>⑤ クレジットカード現金化(買取屋による方式又はキャッシュバック方式。ただし、これらの方式に限らない。クレジットカード現金化に関して、詳しくは(社)日本クレジット協会のホームページ(http://www.j-credit.or.jp/)をご覧ください。)など、カードの利用状況が不適當又は不審であると当社が判断したとき。</p> <p>⑥ 住所変更等の届出を怠るなど、会員の責めに帰すべき事由により会員の所在が不明となり、当社が会員への通知連絡が不能と判断したとき。</p> <p>⑦ 会員が死亡したとき、又は会員の親族等から会員が死亡した旨の連絡があったとき。</p> <p>⑧ 法令等の定めにより、当社がカードの利用を停止する義務を負うとき。</p>	<p>第14条 (脱会並びに会員資格の取り消しと利用の停止等)</p> <p>(2) 会員が次のいずれかに該当した場合、当社は、会員に通知することなく、カードの利用を停止し、又は会員の資格を取り消すことができます。<u>カードの利用を停止又は会員資格を取り消した場合、当社に対する未払債務は本規約の定めに従い支払義務を負い、カードの利用の停止又は会員資格の取り消し後にカードを利用した場合にも支払義務を負うものとします。また、会員資格が取り消された場合は、会員資格に基づく権利を喪失します。なお、当社が必要と認めるときは、速やかにカードを当社に返却するものとします。当社は、</u>これらの措置とともに加盟店にそのカードの無効を通知することがあります。</p> <p>① 入会時に住所、氏名、生年月日、勤務先若しくは年収等の入会申込書記入事項又は提出若しくは申告事項について、虚偽の申告をしたとき。</p> <p>② 本規約のいずれかに違反したとき。</p> <p>③ <u>会員が第15条(1)項又は(2)項のいずれかに該当したとき。</u></p> <p>④ 信用情報機関の情報等により、会員の信用状態が著しく悪化し、又は悪化の恐れがあると当社が判断したとき。</p> <p>⑤ クレジットカード現金化(買取屋による方式又はキャッシュバック方式。ただし、これらの方式に限らない。クレジットカード現金化に関して、詳しくは(社)日本クレジット協会のホームページ(http://www.j-credit.or.jp/)をご覧ください。)など、カードの利用状況が不適當又は不審であると</p>

<p>⑨その他当社が会員として不適格と判断したとき。</p> <p>(3)(1)項又は前項各号の一つに該当したときは、通信料金等当社所定の継続的役務については、会員の責任において、速やかに支払手段の変更を行います。また、会員は、継続的役務の支払手段が変更されていない場合、当社が加盟店に対し、請求停止を依頼する必要があることを承諾します。</p> <p>(4)(2)項各号の一つに該当したときは、当社は、必要に応じ、直接又は加盟店、ATM 若しくは CD 等を通して、カードを回収することができます。カードの回収に要した費用及び(2)項⑤のクレジットカード現金化により生じたカード利用による支払金等は、本人会員の負担とします。また、会員は、当社又は加盟店からカードの返還を求められたときは、直ちにこれに応じます。</p> <p>(5) 本人会員カードが脱会又は利用停止となった場合は、家族カード及び付随カードについても、同時に、本人会員カードと同様の処理がされます。また、本人会員は、当社所定の方法で当社に申し出ることにより、家族カード又は付随カードのみの脱会又は利用停止をすることができます。</p>	<p>当社が判断したとき。</p> <p>⑥住所変更等の届出を怠るなど、会員の責めに帰すべき事由により会員の所在が不明となり、当社が会員への通知連絡が不能と判断したとき。</p> <p>⑦会員が死亡したとき、又は<u>本人会員</u>の親族等から<u>本人会員</u>が死亡した旨の連絡があったとき。</p> <p>⑧法令等の定めにより、当社がカードの利用を停止する義務を負うとき。</p> <p>⑨<u>会員が第 25 条(1)項又は(2)項の規定に違反している、又は違反している疑いがあると当社が判断したとき。</u></p> <p>⑩その他当社が会員として不適格と判断したとき。</p> <p><u>(3)会員が前項の①～⑩に該当した場合、当社は、会員に対し、脱会の申し出をすることがあります。</u></p> <p><u>(4)(1)項又は(2)項各号の一つに該当したときは、通信料金等当社所定の継続的役務については、会員の責任において、速やかに支払手段の変更を行います。また、会員は、継続的役務の支払手段が変更されていない場合、当社が加盟店に対し、請求停止を依頼する必要があることを承諾します。</u></p> <p><u>(5)(2)項各号の一つに該当したときは、当社は、必要に応じ、直接又は加盟店、ATM若しくはCD等を通して、カードを回収することができます。カードの回収に要した費用及び(2)項⑤のクレジットカード現金化により生じたカード利用による支払金等は、本人会員の負担とします。また、会員は、当社又は加盟店からカードの返還を求められたときは、直ちにこれに応じます。</u></p> <p><u>(6)本人会員が脱会、利用停止、又は会員資格の取り消しとなった場合は、家族カード及び付随カードについても、同時に、本人会員と同様の処理がされます。また、本人会員は、当社所定の方法で当社に申し出ることにより、家族カード又は付随カードのみの脱会又は利用停止をすることができます。</u></p>
<p>第 15 条（期限の利益喪失）</p> <p>(1)会員が次の各号のいずれかに該当した場合は、本人会員は、本規約に基づく一切の債務について、当然に期限の利益を失い、その未払債務の全額を直ちに支払います。</p> <p>①～⑩省略</p>	<p>第 15 条（期限の利益喪失）</p> <p>(1)会員が次の各号のいずれかに該当した場合は、<u>当然に期限の利益を失うことを定め</u>、本人会員は、本規約に基づく一切の債務について、その未払債務の全額を直ちに支払います。</p> <p>①～⑩省略</p>
<p>第 25 条(反社会的勢力の排除)</p> <p>(3)当社は、カード入会申込者及び会員が(1)項若しくは(2)項の規定に違反している疑いがあると認めた場合に</p>	<p>第 25 条(反社会的勢力の排除)</p> <p>(3)当社は、カード入会申込者及び会員が(1)項若しくは(2)項の規定に違反している疑いがあると認めた場合に</p>

<p>は、カード入会申込者及び会員によるカードの入会申込みを謝絶、または本規約に基づくカードの利用を一時的に停止することができるものとします。カードの利用を一時停止した場合には、会員は、当社が利用再開を認めるまでの間、カード利用を行うことができないものとします。</p>	<p>は、カード入会申込者及び会員によるカードの入会申込みを謝絶、<u>又は会員資格を取り消し、若しくは</u>本規約に基づくカードの利用を一時的に停止することができるものとします。カードの利用を一時停止した場合には、会員は、当社が利用再開を認めるまでの間、カード利用を行うことができないものとします。</p>
<p>第Ⅱ章 カードショッピング条項 第4条 (カードショッピングの支払方法) (9) 本人会員は、分割払い及びリボ払いの包括信用購入あっせんの手数料の料率が金融情勢等により一般に行われる程度のものに変更されること並びに当社から料率変更の通知又は当社ホームページの該当箇所に掲載をした後は、第Ⅰ章第19条の規定にかかわらず、残債務額に対して改定後の料率が適用されることに異議ありません。</p>	<p>第Ⅱ章 カードショッピング条項 第4条 (カードショッピングの支払方法) (9) 本人会員は、分割払い及びリボ払いの包括信用購入あっせんの手数料の料率が金融情勢等により一般に行われる程度のものに変更されること並びに当社から料率変更の通知又は当社ホームページの該当箇所に掲載をした後は、第Ⅰ章第19条の規定にかかわらず、<u>新規利用分からは</u>改定後の料率が適用されることに異議ありません。</p>
<p>個人情報の取得・保有・利用・提供に関する同意条項 第11条(コメリグループ各社とその事業内容) 株式会社コメリ……………ホームセンター店舗の経営 株式会社ライフコメリ……………LPガス、灯油、ガソリン及びそれらの関連機器の販売 北星産業株式会社……………商品配送管理業務 株式会社ビット・エイ……………各種情報処理及びコンピュータソフトウェアの開発 株式会社ムービータイム(本社所在地新潟県)……………書籍の販売及びビデオソフト等のレンタル</p>	<p>個人情報の取得・保有・利用・提供に関する同意条項 第11条(コメリグループ各社とその事業内容) 株式会社コメリ……………ホームセンター店舗の経営 株式会社ライフコメリ……………LPガス、灯油、ガソリン及びそれらの関連機器の販売 北星産業株式会社……………商品配送管理業務 株式会社ビット・エイ……………各種情報処理及びコンピュータソフトウェアの開発 <u>株式会社ムービータイム……………書籍の販売及びビデオソフト等のレンタル</u> <u>株式会社コメリクリエイト……………設計監理及び請負施工</u></p>
<p>コメリポイントサービス規約 第11条 (コメリグループ企業) 株式会社コメリ……………ホームセンター店舗の経営 株式会社ライフコメリ……………LPガス、灯油、ガソリン及びそれらの関連機器の販売 株式会社ムービータイム(本社所在地新潟県)……………書籍の販売及びビデオソフト等のレンタル 株式会社コメリキャピタル コメリカードセンター/ 新潟県新潟市中央区笹口1-19-24 〒950-0911 TEL (0570)06-8181</p>	<p>コメリポイントサービス規約 第11条 (コメリグループ企業) 株式会社コメリ……………ホームセンター店舗の経営 株式会社ライフコメリ……………LPガス、灯油、ガソリン及びそれらの関連機器の販売 <u>株式会社ムービータイム……………書籍の販売及びビデオソフト等のレンタル</u> <u>株式会社コメリクリエイト……………設計監理及び請負施工</u> 株式会社コメリキャピタル コメリカードセンター/ 新潟県新潟市中央区笹口1-19-24 〒950-0911 TEL (0570)06-8181</p>